

兵庫県公報

令和4年4月26日 火曜日 第305号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 指定納付受託者の指定 (財政課)	1
○ 同 上 (税務課)	2
○ 救急病院の指定 (医務課)	2
○ 土地改良区の定款の変更認可 (農地整備課)	3
○ 同 上 (同)	3
○ 同 上 (同)	3
○ 同 上 (同)	3
○ 同 上 (同)	4
○ 同 上 (同)	4
○ 保安林の指定予定 (治山課)	4
○ 令和4年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事業等 (特別防除、地上散布) (同)	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始 (道路保全課)	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止 (同)	6
○ 同 上 (同)	6
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)	6
○ 同 上 (同)	7
○ 景観形成重要建造物等の指定の解除 (都市政策課)	7
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課)	7
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧 (同)	8
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い (管財課)	8
○ 令和4年度兵庫県スポーツ賞表彰 (芸術文化課)	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出 (都市計画課)	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出 (同)	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (東播磨県民局)	13
○ 同 上 (同)	13
○ 同 上 (北播磨県民局)	13
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程	14
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程	17
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号 (市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定) の一部改正	17
人事委員会規則	
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	17
公安委員会告示	
○ 技能指導員審査の実施	18
○ 教習指導員審査の実施	19

告 示

兵庫県告示第537号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 名称 株式会社トラストバンク
 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

- 2 指定をした日
 令和4年4月1日



兵庫県告示第538号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
 - (1) 三井住友カード株式会社
 代表取締役社長 大西幸彦
 大阪市中央区今橋4丁目5番15号
 - (2) 株式会社みなとカード
 代表取締役社長 園尾善雄
 神戸市中央区西町35番地
- 2 指定納付受託者が納付の委託を受けることができる歳入
 自動車税種別割
- 3 指定納付受託者が納付の委託を受けることができる期間
 令和4年5月1日から6月30日まで
- 4 指定をした日
 令和4年4月1日



兵庫県告示第539号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 製鉄記念広畑病院
 所在地 姫路市広畑区夢前町3丁目1番地
 認定年月日 令和4年4月1日
 認定の有効期限 令和7年3月31日
- 2 名称 尼崎新都心病院
 所在地 尼崎市潮江1丁目3番43号
 認定年月日 令和4年2月28日
 認定の有効期限 令和7年2月27日
- 3 名称 こだま病院
 所在地 宝塚市御殿山1丁目3番2号
 認定年月日 令和4年4月1日
 認定の有効期限 令和7年3月31日
- 4 名称 公立豊岡病院組合立 豊岡病院出石医療センター
 所在地 豊岡市出石町福住1300番地
 認定年月日 令和4年3月28日
 認定の有効期限 令和7年3月27日

- 5 名 称 公立香住病院
 所在地 美方郡香美町香住区若松540番地
 認定年月日 令和4年4月13日
 認定の有効期限 令和7年4月12日
- 6 名 称 公立八鹿病院
 所在地 養父市八鹿町八鹿1878番地1
 認定年月日 令和4年3月7日
 認定の有効期限 令和7年3月6日
- 7 名 称 医療法人社団みどり会 にしき記念病院
 所在地 丹波篠山市西谷575番地の1
 認定年月日 令和4年2月1日
 認定の有効期限 令和7年1月31日



兵庫県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市西盛土地改良区	令和4年3月31日



兵庫県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
吉島土地改良区	令和元年5月7日



兵庫県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
苧屋土地改良区	令和3年6月22日



兵庫県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
御津西部土地改良区	令和2年4月30日



兵庫県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
河東土地改良区	令和3年2月16日



兵庫県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
高田西部土地改良区	令和2年9月28日



兵庫県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町上村字カセギ8から22まで、23の2、23の1・24（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カセギ8・9・15・22・23の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第547号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 区域及び期間**(1) 区域**

ア 丹波市の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

ア 1(1)アの区域

令和4年6月7日から同年7月6日まで

イ 1(1)イの区域

令和4年5月23日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1(1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項**(1) 1(1)アの区域**

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(2) 1(1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書とその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

**兵庫県告示第548号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年4月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年4月26日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                 |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>塩田三日月線 | 宍粟市山崎町青木字名出3093番から<br>同市山崎町青木字友垣内879番まで | 旧  | 4.0から<br>28.0まで | 179.0        |    |
|              |                                         | 新  | 4.0から<br>30.0まで | 140.0        |    |
|              |                                         | 新  | 6.0から<br>10.0まで | 140.0        |    |



**兵庫県告示第549号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年4月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年4月26日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                               |    |                  |              |    |
|--------------|-------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>洲本五色線  | 洲本市下加茂二丁目503番1から<br>同市上加茂字西谷414番4まで | 旧  | 5.0から<br>14.0まで  | 991.0        |    |
|              |                                     | 新  | 14.0から<br>51.0まで | 1,450.0      |    |



**兵庫県告示第550号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年4月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年4月26日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                 |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>上内膳塩尾線 | 洲本市下内膳字坊ノ後161番6から<br>同市中川原町安坂字西光畑37番3まで | 旧  | 5.0から<br>24.0まで | 1,560.0      |    |
|              |                                         | 新  | 7.0から<br>51.0まで | 1,428.0      |    |



**兵庫県告示第551号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                  | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 若宮 I<br>(223010046) | 養父市八鹿町舞狂（別図54のとおり） | 土石流                 | 別図54のとおり                      |



**兵庫県告示第552号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第354号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                    | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 高瀬川 I<br>(226020062)  | 朝来市和田山町宮田（別図34のとおり） | 土石流                 | 別図34のとおり                      |
| 寺谷下川 I<br>(226020068) | 朝来市和田山町寺谷（別図36のとおり） | 土石流                 | 別図36のとおり                      |



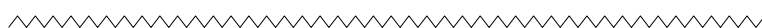
**兵庫県告示第553号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第4項の規定により、次の景観形成重要建造物等の指定を解除した。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 景観形成重要建造物等の名称 | 所在地        | 指定年月日     | 解除年月日     |
|---------------|------------|-----------|-----------|
| 宝塚ホテル         | 宝塚市梅野町1-46 | 平成18年4月1日 | 令和4年4月26日 |



**兵庫県告示第554号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類          | 都市計画の名称        |
|-------|------------------|----------------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画道路     | 3.4.71号垂水駅前東線  |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画交通広場   | 3号垂水駅前交通広場     |
| 西宮市   | 阪神間都市計画防火の施設     | 1号甲子園口水槽ほか12施設 |
| 宝塚市   | 阪神間都市計画地区計画      | 宝塚山手台地区地区計画    |
| 養父市   | 八鹿都市計画下水道        | 養父市公共下水道       |
| 三木市   | 東播都市計画用途地域       |                |
| 加古川市  | 東播都市計画卸売市場（加古川市） | 加古川市総合卸売市場     |



**兵庫県告示第555号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定より、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類    | 都市計画の名称     |
|-------|------------|-------------|
| 三木市   | 東播都市計画地区計画 | 青山7丁目地区地区計画 |

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件番号 | 所在地                      | 面積 (㎡) | 地目   |
|------|--------------------------|--------|------|
| 1    | 神戸市垂水区海岸通 1965 番 14      | 722    | 学校用地 |
| 2    | 尼崎市道意町 6 丁目 7 番 4        | 268.44 | 宅地   |
| 3    | 尼崎市常吉 1 丁目 117           | 210.34 | 宅地   |
| 4    | 豊岡市出石町小人字山椒畑 169 番 5     | 289.33 | 宅地   |
| 5    | 美方郡香美町香住区香住字中浜頭 1528 番 4 | 196.42 | 宅地   |
| 6    | 美方郡香美町村岡区村岡字嶋 2226 番 4   | 212.81 | 宅地   |

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被



補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

### 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

### 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
令和4年4月26日（火）から同年5月27日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

### 5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法  
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所  
前記3に同じ
- (3) 受付期間  
令和4年5月30日（月）から同年6月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時  
令和4年6月20日（月）午前10時から

### 7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班  
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



令和4年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則(昭和39年兵庫県規則第118号)第2条の規定により、令和4年4月4日に次の者を表彰した。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 氏名 坂本花織

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容 若い力と情熱をフィギュアスケートに注ぎ北京で開かれた第24回オリンピック冬季競技大会において女子シングル及び団体で二つの銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。

2 (1) 氏名 三浦璃来

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容 若い力と情熱をフィギュアスケートに注ぎ北京で開かれた第24回オリンピック冬季競技大会において団体で銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)リバティ尼崎次屋店  
所在地 尼崎市次屋二丁目208番 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社リバティ | 京都府久世郡久御山町森大内333番地 | 蓮尾耕司   |

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社リバティ | 京都府久世郡久御山町森大内333番地 | 蓮尾耕司   |

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年12月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,296平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
11台
- (2) 駐輪場の収容台数  
10台
- (3) 荷さばき施設の面積  
45平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
10.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後7時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後7時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和4年3月31日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
令和4年4月26日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和4年8月26日
- (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ三田ウッディタウン  
所在地 三田市すずかけ台3番2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
代表者の氏名 伊藤光博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

名称 大和情報サービス株式会社  
 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
 代表者の氏名 伊藤光博

イ 変更後

名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
 代表者の氏名 伊藤光博

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

ア 変更前

166台（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

イ 変更後

44台（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(3) 荷さばき施設の位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(4) 廃棄物等の保管施設の位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の名称     | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|----------------|-------|-------|
| 株式会社サンディ       | 午前10時 | 午後11時 |
| やまや関西株式会社      |       |       |
| 株式会社メガネトップ     |       |       |
| 株式会社ベストバイ      |       |       |
| 株式会社キリン堂       |       |       |
| 株式会社ゲオホールディングス | 午前10時 | 翌午前0時 |
| 株式会社TDモバイル     | 24時間  |       |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称     | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|----------------|-------|-------|
| 株式会社サンディ       | 午前10時 | 午後11時 |
| やまや関西株式会社      |       |       |
| 株式会社メガネトップ     |       |       |
| 株式会社ベストバイ      |       |       |
| 株式会社キリン堂       | 午前9時  | 午後11時 |
| 株式会社ゲオホールディングス | 午前10時 | 翌午前0時 |
| 株式会社TDモバイル     | 24時間  |       |

4 変更年月日

令和4年12月1日ほか

5 届出年月日

令和4年3月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年4月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年8月26日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国北二丁目1番、989番1、989番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町新在家1丁目256番地の14  
株式会社不動産流通センター 代表取締役 仲上常幸
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年9月24日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17号（3稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町北池字村前86番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市阿弥陀町北池308番地  
松本博明
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年12月15日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-28号（3高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市上滝野字清蔵寺784番3、784番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市社50番地  
加東市長 安田正義

3 許可年月日及び許可番号

令和3年3月18日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-25号（2加東）

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年4月26日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第7号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程

（兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項及び第6項中「兵庫県立加古川医療センター」の右に「、兵庫県立はりま姫路総合医療センター」を加え「、兵庫県立こども病院及び兵庫県立姫路循環器病センター」を「及び兵庫県立こども病院」に改める。

（病院局組織規程の一部改正）

第2条 病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 駐車場等整備運営事業に係る附属設備の料金の額等に関すること。

第8条の表県立姫路循環器病センターの項を削り、同表県立加古川医療センターの項の次に次のように加える。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 県立はりま姫路総合医療センター | 姫路市神屋町3丁目 |
|-----------------|-----------|

第10条の表県立姫路循環器病センターの款を削り、同表県立加古川医療センターの款の次に次のように加える。

|                 |            |                   |
|-----------------|------------|-------------------|
| 県立はりま姫路総合医療センター | 総務部        | 総務課 給与管理課 診療サポート課 |
|                 | 経営企画部      | 経営企画課 医事課 経理課     |
|                 | 医療情報部      |                   |
|                 | 診療部        | 臨床工学課             |
|                 | 医療安全部      | 医療安全課             |
|                 | 感染対策部      |                   |
|                 | 検査・放射線部    |                   |
|                 | リハビリテーション部 | リハビリテーション課        |
|                 | 研究部        |                   |
|                 | 看護部        |                   |
|                 | 薬剤部        |                   |
|                 | 栄養管理部      | 栄養管理課             |
|                 | 地域医療連携部    | 地域医療連携課 入退院支援課    |

|  |             |  |
|--|-------------|--|
|  | 糖尿病・内分泌センター |  |
|  | 心臓血管センター    |  |
|  | 脳卒中センター     |  |
|  | 救命救急センター    |  |
|  | 臨床研修センター    |  |
|  | 認知症疾患医療センター |  |

第11条の表県立姫路循環器病センターの款を削り、同表県立加古川医療センターの款の次に次のように加える。

|                 |             |            |                                                                                          |
|-----------------|-------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県立はりま姫路総合医療センター | 診療部         | 内科         | 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科                         |
|                 |             | 外科         | 外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科                                          |
|                 |             | 上記以外の診療科名等 | 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科 |
|                 | 糖尿病・内分泌センター |            | 糖尿病・内分泌内科                                                                                |
|                 | 心臓血管センター    | 内科         | 循環器内科                                                                                    |
|                 |             | 外科         | 心臓血管外科                                                                                   |
|                 | 脳卒中センター     | 内科         | 脳神経内科                                                                                    |
|                 |             | 外科         | 脳神経外科                                                                                    |
|                 | 救命救急センター    |            | 救急科                                                                                      |
|                 | 臨床研修センター    |            |                                                                                          |
| 認知症疾患医療センター     |             |            |                                                                                          |

第32条第1項中「県立加古川医療センター」の右に「、県立はりま姫路総合医療センター」を加え、「、県立姫路循環器病センター」を削る。

第33条の表救命救急センター長の款中「県立淡路医療センター及び県立姫路循環器病センター」を「県立はりま姫路総合医療センター及び県立淡路医療センター」に改め、同表糖尿病・内分泌センター長の款、心臓血管センター長の款、脳卒中センター長の款及び臨床研修センター長の款中「県立姫路循環器病センター」を「県立はりま姫路総合医療センター」に改め、同表認知症疾患医療センターの款を次のように改める。

|              |                             |                              |
|--------------|-----------------------------|------------------------------|
| 認知症疾患医療センター長 | 県立はりま姫路総合医療センターの認知症疾患医療センター | 上司の命を受け、認知症疾患医療センターの業務を掌理する。 |
|--------------|-----------------------------|------------------------------|

第34条の表県立がんセンター総長の款県立がんセンターの項中「県立がんセンター、県立姫路循環器病センター」を「県立はりま姫路総合医療センター、県立がんセンター」に改め、同表次長の款中「リウマチ膠原病センター」の右に「、県立はりま姫路総合医療センター糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」を加え、「、県立がんセンター」を「又は県立がんセンター」に改め、「又は県立姫路循環器病センター糖尿病・内分泌センター、

心臓血管センター、脳卒中センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」を削り、同表科部長又はセンター部長の款及び医長の款中「リウマチ膠原病センター及び救命救急センターの科」の右に「、県立はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センターの科」を加え、「、県立姫路循環器病センターの糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」を削る。

(病院局公文書管理要綱の一部改正)

第3条 病院局公文書管理要綱(令和2年兵庫県病院局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項の表県立姫路循環器病センターの項を削り、同表県立加古川医療センターの項の次に次のように加える。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 県立はりま姫路総合医療センター | 姫医 |
|-----------------|----|

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第9 県立姫路循環器病センターの項を削り、県立加古川医療センターの項の次に次のように加える。

|                 |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県立はりま姫路総合医療センター | 職員 | 医長 | 院長<br>副院長<br>院長補佐<br>参事<br>診療部長<br>糖尿病・内分泌センター長<br>糖尿病・内分泌センター次長<br>心臓血管センター長<br>心臓血管センター次長<br>救命救急センター長<br>救命救急センター次長<br>脳卒中センター長<br>脳卒中センター次長<br>臨床研修センター長<br>臨床研修センター次長<br>認知症疾患医療センター長<br>認知症疾患医療センター次長<br>医療安全部長<br>感染対策部長<br>検査・放射線部長<br>リハビリテーション部長<br>研究部長<br>栄養管理部長<br>地域医療連携部長<br>部長<br>科部長<br>センター部長<br>医長 | 院長<br>副院長<br>院長補佐<br>参事<br>診療部長<br>糖尿病・内分泌センター長<br>糖尿病・内分泌センター次長<br>心臓血管センター長<br>心臓血管センター次長<br>救命救急センター長<br>救命救急センター次長<br>脳卒中センター長<br>脳卒中センター次長<br>臨床研修センター長<br>臨床研修センター次長<br>認知症疾患医療センター長<br>認知症疾患医療センター次長<br>医療安全部長<br>感染対策部長<br>検査・放射線部長<br>リハビリテーション部長<br>研究部長<br>栄養管理部長<br>地域医療連携部長<br>部長<br>科部長<br>センター部長 |
|-----------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第16地方機関の款中「リウマチ膠原病センター長及び救命救急センター長」の右に「、県立はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センター長、心臓血管センター長、脳卒中センター長、救命救急センター長、臨床研修センター長及び認知症疾患医療センター長」を加え、「県立姫路循環器病センターの糖尿病・内分泌センター長、心臓血管センター長、脳卒中センター長、救命救急センター長、臨床研修センター



長及び認知症疾患医療センター長、」を削り、「県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長、」を削る。  
(病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程の一部改正)

第5条 病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程（平成29年兵庫県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「兵庫県立姫路循環器病センター」を「兵庫県立はりま姫路総合医療センター」に改め、「社会医療法人 製鉄記念広畑病院」を削る。

附 則

この管理規程は、令和4年5月1日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程をここに公布する。  
令和4年4月26日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第8号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年兵庫県条例第39条）附則に規定する管理規程で定める日は、令和4年5月1日とする。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月26日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂則本

表洲本市の項中

|   |              |                  |
|---|--------------|------------------|
| 「 | 老人憩いの家 あいはら荘 | 洲本市五色町鮎原南谷 361—8 |
|   | 中山間総合活性化センター | 洲本市五色町鮎原宇谷 352   |

を

|   |              |                |
|---|--------------|----------------|
| 「 | 中山間総合活性化センター | 洲本市五色町鮎原宇谷 352 |
|---|--------------|----------------|

に改める。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月26日

兵庫県人事委員会  
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第4号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条第2条第1項第2号の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第106号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月26日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

#### 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（<sup>ひん</sup>牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

#### 2 技能検定員審査の期日

令和4年6月4日（土）から同月10日（金）まで

#### 3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

#### 4 技能検定員審査の申請手続

##### (1) 提出書類

##### ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和4年4月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（<sup>ひん</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

##### (2) 提出期間

令和4年4月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで

##### (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

##### (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和4年4月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

令和4年7月12日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

## 7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線 433、434



## 兵庫県公安委員会告示第107号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月26日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

## 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

令和4年6月4日（土）から同月10日（金）まで

## 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和4年4月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免

許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和4年4月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和4年4月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和4年7月12日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434